

定款変更案の概要について (第1号議案説明資料)

2020年12月22日

電力広域的運営推進機関

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、スライド 2 以降にて説明します。
 1. 役員に関する規定の変更（定款）【スライド 2 ～ 4】
 - 役員の任期に関する変更

広域機関は、設立段階において、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平常時・緊急時の需給調整等を行う実施機関として、検討から実施、実施後の見直しに至るまで長期間を要する業務は一部（設備形成）に限られるとの想定の下、役員に関し、以下のとおり規定

- 役員の任期：「再任は2回まで」（最長任期6年）



- 「広域系統長期方針」、「広域系統整備計画」に加え、「容量市場」、「需給調整市場」や「コネクト&マネージ」など、検討から実施、実施後の見直しに至るまで長期間（10年程度）を必要とするものが多く見込まれている状況
- 一方、現行の規定では広域機関創設時に就任した役員（7名中4名）は今年度末に一斉に交代することとなるが、役員の半数が一斉に交代する点については、業務継続性の観点から問題あり



- 中立性の確認された人材による業務運営の継続性を確保し、より質の高い組織運営を構築するため、役員の選任に当たり、現状、運営を担っていた役員を一定程度再任する選択肢を確保することが必要
- なお、国の審議会（※）においても、業務継続性の観点から、「今後、一定の新陳代謝を確保しつつ、役員の再任回数の上限の見直しを行う必要がある。」旨、報告されている

(参考) 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ ～取りまとめ及び委員の主な意見～

(電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ取りまとめ)

今後、一定の新陳代謝を確保しつつ、役員の再任回数の上限の見直しを行う必要がある。具体的には、短期的には役員の再任回数の上限を引き上げるとともに、中長期的には、今回の様に多数の役員の交代時期が重ならない工夫を講じるなど、一定の新陳代謝と業務継続性の確保を両立した人事計画を考える必要がある。

(委員の主な意見)

- ・ 2015年発足時に着任された方が一斉にいなくなるという状況だとすると、業務の継続性から難しい状況に陥っている。いずれの方々も専門性の高い方なので、次の代替わりの方がすぐに見つかるかということも含めて、短期的な当面の課題として重要だという認識を持っている。場合に寄っては、今の当面的なルールと中長期的なルールを分けて考える必要がある。短期的には、残り5か月でいなくなるというのは、非常に問題があると思っている。
- ・ 中長期的な解決というのは、任期を延ばせるようにするのが1つの方法。新陳代謝としてローテーションをして、一気に役員が抜けないような運用を暫定的に行いながら任期を延ばすということではないか。すぐにはできる話ではないかもしれないが、新陳代謝を確保するとして一定の定年制を設けるといった色々なアイデアがありうるので、少し検討していただきたい。
- ・ 電力広域機関は独立役員という発想ではなく、全部執行側の人。そういう意味では業務の継続性として、10年以上在籍してもいいのではないかと思う。

[変更内容]

- 役員の任期を、「再任は2回まで」（最長任期6年）から「10年を超えない範囲で再任されることを妨げない」に変更する旨規定

【定款第33条】<変更>